

## (参考) 学校再編に係る国の動向

### (1) 今後の教育政策に関する基本的な方針

国は2023(令和5)年6月に閣議決定した「第4期教育振興基本計画」において、今後の教育政策に関する基本的な方針として、1) 総括的な基本方針・コンセプトと2) 5つの基本的な方針を次のとおり示しています。

#### 1) 総括的な基本方針・コンセプト

国は今後目指すべき社会及び個人の在り様として重要な概念を以下の2つとしています。

○2040年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成  
Society5.0においては、「主体性」、「リーダーシップ」、「創造力」、「課題設定・解決能力」、「論理的思考力」、「表現力」、「チームワーク」などの資質・能力を備えた人材が期待されている。こうした要請も踏まえ、個々人が自立した自らの個性・能力を伸長するとともに、多様な価値観に基づいて地球規模課題の解決等をけん引する人材を育成していくことも重要である。

○日本社会に目指したウェルビーイングの向上  
これまでの計画の基軸を発展的に継承し、誰もが地域や社会とのつながりや国際的なつながりを持つことができるような教育を推進することで、個人と社会のウェルビーイングの実現を目指すことが重要である。

出典：第4期教育振興基本計画

#### 2) 5つの基本的な方針

総括的な基本方針・コンセプトを踏まえて5つの基本的な方針を定めています。

- ①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成
- ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進
- ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進
- ④教育デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進
- ⑤計画の実行性確保のための基盤整備・対話

出典：第4期教育振興基本計画

### 3) 「令和の日本型学校教育」の構築

中央教育審議会(文部科学省)は2021(令和3)年1月に策定した「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」において、「令和の日本型学校教育」の姿と構築に向けた今後の方向性を次のとおりに示しています。

### 4) 「令和の日本型学校教育」の姿

2020年代を通じて実現すべき「令和の日本型学校教育」の姿について、義務教育課程では学習環境や地域との連携に関する将来像が示されています。

- 児童生徒一人一人の資質・能力を伸ばすという観点から、新たな ICT 環境や先端技術を最大限活用することなどにより、基礎的・基本的な知識・技能や言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力の確実な育成が行われるとともに、多様な児童生徒一人一人の興味・関心等に応じ、その意欲を高めやりたいことを深められる学びが提供されている。
- 個々の児童生徒の学習状況を教師が一元的に把握できる中で、それに基づき特別な支援が必要な者に対する個別支援が充実され、多様な児童生徒がお互いを理解しながら共に学び、特定分野に特異な才能のある児童生徒が、その才能を存分に伸ばせる高度な学びの機会にアクセスすることができる。
- 学校ならではの児童生徒同士の学び合いや、多様な他者と協働して主体的に課題を解決しようとする探究的な学び、様々な体験活動、地域の資源を活用した教育活動などを通じ、身近な地域の魅力や課題などを知り、地域の構成員の一人としての意識が育まれている。また、家庭や地域と連携・協働しながら、社会への関心を高めるなど児童生徒に主催者としての意識が育まれている。
- 生涯を通じて心身ともに健康な生活を送るために必要な資質・能力を育成するとともに、児童生徒の生活や学びにわたる課題(貧困、虐待等)が早期に発見され、外国人児童生徒等の社会的少数者としての課題を有する課題を有する者を含めた全ての児童生徒が安全・安心に学ぶことができる。

出典:『令和の日本型学校教育』の構築を目指して  
～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)

### 5) 「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性

国はこれまで日本型学校教育が果たしてきた、①学習機会と学力の保障、②社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③安全・安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障、という3つの保障を学校教育の本質的な役割として重視し、これを継承していくことが必要だとして、「令和の日本型学校教育」の構築に向けた今後の方向性を示しています。

- (1) 学校教育の質と多様性、包摂性を高め、教育の機会均等を実現する
- (2) 連携・分担による学校マネジメントを実現する
- (3) これまでの実践と ICT との最適な組合せを実現する
- (4) 履修主義・修得主義等を適切に組み合わせる
- (5) 感染症や災害の発生等を乗り越えて学びを保障する
- (6) 社会構造の変化の中で、持続的で魅力ある学校教育を実現する

出典：『令和の日本型学校教育』の構築を目指して  
～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）

## （２）小中一貫教育推進に関する考え方

国は2016（平成28）年12月に策定した「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」において、小中一貫教育の意義や背景、目的、形態について次のとおり示しております。

### 1) 制度改正の意義

平成28年4月1日に施行された改正学校教育法について、はじめに以下のように示されています。

しかしながら、小中一貫教育の導入自体が目的でないことは言うまでもありません。（中略）大切なことは、義務教育9年間を連続した教育課程として捉え、児童生徒・学校・地域の実情等を踏まえた具体的な取組内容の質を高めることであり、そのためには、新たに導入を希望する設置者に対するソフト面での支援が重要になってくると考えています。

出典：小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引

### 2) 小中一貫教育が求められる背景・目的

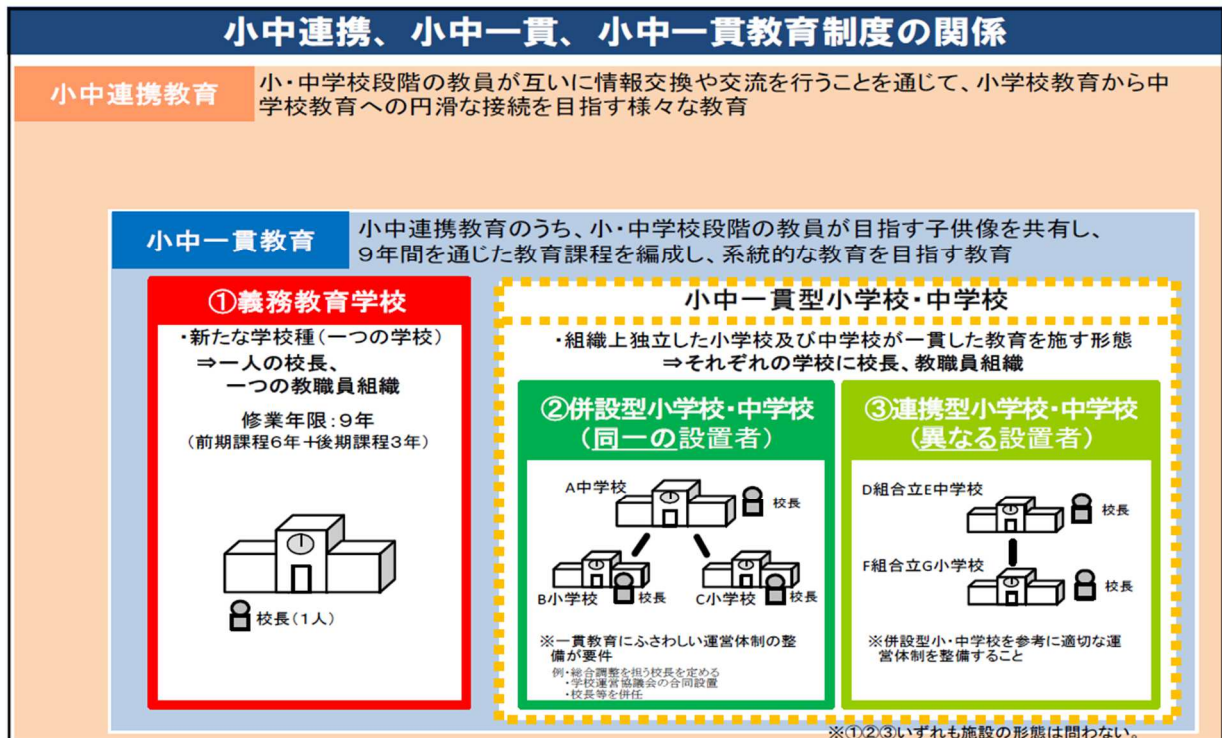
小中一貫教育が求められる背景・理由について大きく以下の6つが挙げられます。

- (1) 義務教育の目的・目標の創設
- (2) 教育内容や学習活動の量的・質的充実
- (3) 発達の早期化等に関わる現象
- (4) いわゆる「中1ギャップ」
- (5) 社会性育成機能の強化の必要性
- (6) 学校現場の課題の多様化・複雑化

出典：小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引

### 3) 小中一貫教育制度について

小中一貫教育については学校教育法の改正によって、地域の実情に即した多様な取組が行われてきた状況を踏まえて、大きく2つの形態を制度化することになりました。



出典：小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引

この内「義務教育学校」の概要について以下のように示されています。

- 「義務教育学校」は、一人の校長の下、一つの教職員組織が置かれ、義務教育9年間の学校教育目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施する新しい種類の学校です。心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことが学校の目的とされています。
- 修業年限は9年ですが、転出入する児童生徒への配慮等から、前期6年と後期3年の課程に区分し、基本的には、それぞれ小学校及び中学校の学習指導要領が準用されます。その上で、一貫教育の軸となる新教科等の創設や、学年段階間・学校段階間での指導内容の入替え等、一貫教育の実施に必要な教育課程上の特例を設置者の判断で実施することが認められています。
- 義務教育学校は、9年の課程が小学校相当の前期6年、中学校相当の後期3年に区分されていますが、1年生から9年生までの児童生徒が1つの学校に通うという特質を生かして、9年間の教育課程において「4-3-2」や「5-4」などの柔軟な学年段階の区切りを設定することが容易になります。
- 義務教育学校は、国立・公立・私立のいずれも設置が可能です。公立については、既存の小学校及び中学校と同様、市町村の学校設置義務の履行の対象であり、市区町村教育委員会による就学指定の対象校となります。また、施設の形態についても、いわゆる施設一体型だけでなく、前期課程と後期課程や学年段階の区切りに応じて異なる施設を用いる施設隣接型や施設分離型の義務教育学校を設置することも可能です。

○教員の免許状については、小学校及び中学校の教諭の免許状の両方を併有することを原則としつつ、当分の間は、小学校又は中学校の教諭の免許状のどちらかを持っていれば、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができるとされています。ただし、免許制度自体が柔軟なものに改善されているので、どちらかの免許状しか持っていない場合でも様々な取組に参画することは可能です。

出典：小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引

### （３）適正規模に関する考え方

国は2015（平成27）年1月に策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」において、学級数に関する視点から課題整理を行うとともに、学校規模に関する課題解決に向けた基本的な考え方や望ましい学級数の考え方を次のとおり示しています。

#### 1) 教育的な観点

学校規模に関する課題解決に向けた基本的な考え方として、教育的な観点の重要性を示しています。

- 学校規模の適正化を図る上では、第一に学校の果たす役割を再確認する必要があります。義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。
- このため、学校では、単に教科等の知識や知能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。
- そうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいものと考えられます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となります。

出典：公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

#### 2) 望ましい学級数の考え方

このような教育的な観点などを踏まえ、小・中学校における望ましい学級数の考え方を示しています。

- 小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも1学年1学級以上（6学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数教員を配置するためには1学年2学級以上（12学級以上）あることが望ましいものと考えられます。
- 中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上（6学級以上）が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上

を確保することが望ましいものと考えられます。

出典：公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

## （４）学校規模の標準規模と課題

### １）小中学校及び義務教育学校の規模の標準

国は、小中学校及び義務教育学校の規模の標準について、学級数により次のとおりに設定しています。

【学校教育法施行規則第 41 条及び 79 条】

第四十一条 小学校の学級数は、十二学級以上十八学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

第七十九条 第四十一条から第四十九条まで、第五十条第二項、第五十四条から第六十八条までの規定は、中学校に準用する。

第七十九条の三 義務教育学校の学級数は、十八学級以上二十七学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。

### ２）学校規模の分類とその取扱い

一般的に、国が示す小中学校規模の標準（12～18学級）に比べて学級数が少ない場合は小規模校としております。また、文部科学省では従来から25学級以上を大規模校、31学級以上の学校を過大規模校とした上で、過大規模校については速やかにその解消を図るように促しております。

また、小規模校や、大規模校及び過大規模校の課題について以下に示しております。

### ３）小規模校の課題

学級数や学級当たりの児童生徒数の減少に応じて以下の課題が一層顕在化することが懸念されます。

- ①クラス替えが全部又は一部の学年でできない
- ②クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない
- ③加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい
- ④クラブ活動や部活動の種類が限定される
- ⑤運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる
- ⑥男女比の偏りが生じやすい
- ⑦上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる
- ⑧体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる
- ⑨班活動やグループ分けに制約が生じる
- ⑩協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる
- ⑪教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる

- ②生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける
- ③児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる
- ④教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる

出典：公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

また、特に複式学級となる場合には以下のような課題も生じ得ると想定されます。

- ①教員に特別な指導技術が求められる
- ②複数学年分や複数教科分の教材研究・指導準備を行うこととなるため、教員の負担が大きい
- ③単式学級の場合と異なる指導順となる場合、単式学級の学校への転出時等に未習事項が生じるおそれがある
- ④実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる
- ⑤兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある

出典：公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

#### 4) 小規模校によって児童生徒に与える影響

上記で述べたような学級数が少ないことによる学校運営上の課題が生じた場合に、児童生徒には以下のような影響を与える可能性があります。

- ①集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重する経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につきにくい
- ②児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい
- ③協働的な学びの実現が困難となる
- ④教員それぞれの専門性を生かした教育を受けられない可能性がある
- ⑤切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい
- ⑥教員への依存心が強まる可能性がある
- ⑦進学等の際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある
- ⑧多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい
- ⑨多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい

出典：公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

#### 5) 大規模校及び過大規模校の課題

一方で大規模校や過大規模校における主な課題は次のとおりとなります。

- ①学校行事等において、係や役割分担のない子どもが現れる可能性があるなど、一人一人が活躍する場や機械が少なくなる場合がある
- ②集団生活においても同学年の結びつきが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくくなる場合がある
- ③同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある
- ④教員集団として、児童生徒一人一人の個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合がある

- ⑤児童生徒一人当たりの校舎面積、運動場面積等が著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる場合がある
- ⑥特別教室や体育館、プール等の利用に当たって授業の割当てや調整が難しくなる場合がある
- ⑦学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で支障が生じる場合がある

出典：公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引